

豊明市優良工事公表要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市が発注する建設工事（以下「工事」という。）について、業者の技術及び施工意欲の向上を図り、公共工事の適正な施工及び品質の向上に資するため、工事成績評定が優良な工事を公表することに関し必要な事項を定めるものとする。

(優良工事)

第2条 この要領において「優良工事」とは、次条第2項に示す工事の種類ごとに豊明市建設工事成績評定要領（平成14年1月29日決裁）に規定する成績評定（以下「評定」という。）が最上位のものをいう。なお、最上位の工事が第6条に規定する欠格事項に該当する場合、次順位のことを最上位とする。

(対象工事等)

第3条 公表の対象となる工事は、市内に本店、支店又は営業所を有する建設業者（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に規定する者をいう。以下「業者」という。）が受注した工事で、公表を行う年度の前年度に工事を完了し評定を通知したものとする。

2 公表の対象となる工事の種類は、土木一式及び舗装工事、建築一式工事並びにその他工事とする。

(公表の方法等)

第4条 優良工事の公表は、市のホームページに掲載することにより行うものとする。

2 公表する事項は、業者名、工事名、路線等名称、工事場所及び前条第2項に示す工事の種類別の評定平均点とする。

(公表の期間)

第5条 優良工事の公表の期間は、次の公表をするまでの期間とする。

(欠格事項)

第6条 市長は、優良工事の業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、当該優良工事の公表をしないこととする。

- (1) 公表を行う年度の前年度において、豊明市指名停止取扱要領（平成12年11月13日決裁）に基づく指名停止措置（以下「指名停止措置」という。）を受けたとき。
- (2) 公表を行う年度の前年度において、工事の種類にかかわらず他の工事において評定が65点に満たないとき。
- (3) 当該優良工事の公表を行う年度から当該優良工事の公表を終えるまでの期間において、当該優良工事に係る指名停止措置を受けたとき。
- (4) その他優良工事の業者とするにふさわしくない行為があると市長が認めたととき。

（委任）

第7条 この要領に定めるもののほか、優良工事の公表に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日等）

第1条 この要領は、令和2年4月1日から施行する。

第2条 この要領は、令和2年4月1日以後に工事を完了し評定を通知する工事について適用する。